

令和3年度 第2回景観審議会・自然環境保全審議会 議事録

日 時 令和3年7月8日(木)
18:00～18:50
場 所 役場2階 会議室

1 開 会

- ・審議委員の出席者は7名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。
- ・出席者 審議会委員：京屋委員、片山委員、飯田委員、三浦委員、山本委員、
本山委員、崎山委員
事 務 局：新村課長、八代主事

※敬称略(委員7名)

2 あいさつ 京屋会長

3 議 案

(1) 景観条例に基づく開発行為等協議案件について

①森林の伐採について

- ・農林課から情報提供があり、伐採面積が5,000㎡以上かつ森林経営計画に基づかないものだったため、事業者に届出を提出していただいた。
- ・伐採理由については、森林が伐期に達していることが主な理由であり、さらに、道路に面して立ち並んでいる木の中には電線に架かっているものもあることから、自然災害などで倒木する前に処理しておきたいという所有者の意向があったため。
- ・当該場所は、景観重要建造物の「赤い屋根の家」の近辺に位置していることから、少なからず景観に与える影響はあると考えている。
- ・景観条例では伐採行為を制限することができないため、造林など伐採後の管理面上で、景観に与える影響を最小限に留めていただくよう審議会として依頼する必要がある。
- ・当該地は森林経営計画に入っていないことから、造林に対する国の補助事業の活用ができなく、造林や造林後の管理に多くの費用を要することから、所有者と造林することの確約は取れていない状況である。

【委員からの意見】

- ・新栄の丘から眺望した際に、当該森林があることで景観にとって良いものなのかは個人の判断によるだろう。個人的には、さほど影響はないと考えているが、伐採後はなるべく造林などの管理をしていただきたい。造林までできなくても、残土を入れたり、盛土をするなど景観に影響のある開発行為さえしなければ、今回の案件について問題ないと考えている。
- ・今回皆伐となっているが、カラ松以外の雑木はパルプ材などで搬出されるのか。全て

搬出されるのであれば、個人的には景観に影響はないと考えている。

→出荷先や用途までは確認していないが、雑木についてもチップ材として搬出されると思われるため、基本的にはすべて搬出されることになる。

・当該地は道路のカーブの部分に位置しているため、伐採することで見通しが良くなることと、薄暗い時間帯になると、うっそうとした雰囲気のため個人的には伐採した方が良いと思う。

・森林伐採後にそのまま放置するのか、造林するのが重要となるのでないか。畑として、利用はできるのか。

→傾斜がきついため、畑として利用はできないと思われる。

・なぜ、森林経営計画に入っていないのか。

→当町の場合、森林経営計画は森林組合で作成しており、森林組合の組合員になる必要がある。

・造林した場合、長年管理する人が必要となるため、そういったことを考慮すると審議会として、造林のお願いはできないのでないか。

・伐採後の処理をある程度行っていただければ、問題ないと思う。

→所有者から伐採事業者に対して、伐採後の処理を通常より丁寧に行うよう依頼しており、景観については所有者・事業者含めて、一定の配慮をいただいている。

・景観に影響のある場所なので、伐採後の処理をきれいしてもらおうよう審議会から文書で通知することは可能か。

→可能。

・当該地の付近には他にもカラ松が生えており、おそらく樹齢は今回のカラ松と同じくらいだと思われるが、他に伐採するなどの話は来ているか。

→現時点では、当該案件以外の話は来っていないが、今後伐採行為が増えてくる可能性があるため、農林課と情報共有を行いながら、勝手に伐採されることがないように努めていきたい。

・2～3年前に三愛の丘の東側の森林が伐採されたが、森林経営計画に入っている森林は突然伐採されてしまう可能性があるのか。また、景観の届出に該当しない案件でも突然伐採されないような方法はあるのか。

→森林計画に入っている森林は、事務局では把握していないため、突然伐採される可能性がある。伐採を止めることはできないが、伐採される前に審議会で報告できるよう農林課と協議を行っていきたい。

・町内には伐期を過ぎた森林が多くあることから、今後も伐採の案件は増えてくると思われる。

・今年の冬に拓真館から四季彩の丘に行く道中にある森林が伐採されてしまい、写真を撮るととてもきれいな場所に位置していたため、すごく残念だった。面積が小さいと景観の届出の対象ではないのか。

→一定の面積を超えなければ、届出の対象外となる。今後、事務局として情報共有を行いながら、漏れがないよう努めていきたい。

→当該案件は、観光名所に影響のある場所であることから、観光協会などの機関に情報提供を行っていく。

【協議結果】

- ・審議会として伐採行為について意見はないが、伐採後は極力景観に影響がないよう管理していただくことを意見とする。

(2) その他（町内事業者による事務所建設）

- ・当該案件は軽易な行為に該当するため、審議会に諮る案件ではないが、建設地が美瑛の入り口なる重要な場所に位置していることから、報告のみさせていただく。
- ・外壁の色彩については、現時点で未定だが彩度が7以下となるよう申請者の合意は得ている。また基礎部分には美瑛軟石を使用し、本通りの景観に配慮した造りとなるよう事業所にはご協力をいただいている。

4 閉 会